

役員等報酬規程

第1条 (総則)

本規程は、社会福祉法人桑の実会（以下、法人という）の役員および会長、評議員の報酬ならびに賞与、費用、退職慰労金および弔意見舞金について定める。

第2条 (役員の種類)

本規程の対象となる役員とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 理事のうち、法人を主たる勤務場所として週 3 日以上勤務する者を常任理事という。常任理事以外の理事を外部理事という。
- (3) 常任理事のうち、理事会により法人業務の執行を選任された者を業務執行理事という。

第3条 (定義)

報酬とは、業務に応じて支給されるものであり、その業務遂行に伴い発生する旅費交通費等の費用とは明確に区分される。退職慰労金および弔意見舞金についても報酬並びに費用とは明確に区分される。

第4条 (報酬)

常任理事に支給する報酬月額、別表 1 で算出された金額の範囲で、評議員会で議決された金額とする。

- 2 外部理事および監事に支給される報酬は、別表 2 で定める金額とする。
- 3 評議員に支給される報酬は、別表 3 で定める金額とする。
- 4 報酬の合計が、法人全体の事業活動収入もしくはサービス活動収益のいずれか低い方の 2 %を超えないものとする。

第5条 (賞与)

常任理事に支給する賞与は、別表 4 で算出された金額とする。

- 2 外部理事および監事、評議員には支給されない。
- 3 法人経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が増減率を決定することができる。

第6条 (費用)

役員および評議員がその職務にあたって発生した費用は、請求があった日から遅滞なく実費を支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員会および評議員会に出席するための交通費は支払われない。

第7条 (退職慰労金)

常任理事および会長は退職時に退職慰労金を受け取ることができる。

- 2 理事長および業務執行理事、会長の退職慰労金は別表5に定める金額とする。
- 3 理事長および業務執行理事以外の常任理事の退職金は、職員給与規程に準ずるものとする。
- 4 外部役員および監事、評議員には支給されない。

第8条 (退職慰労金の確保)

前条で定めた退職慰労金を確保するために、理事長および業務執行理事、会長を保険に加入させ、その保険金を充当する。保険金で充当できなければ法人負担とする。

第9条 (在任期間中の死亡)

常任理事および会長が任期中に事故等傷害によって死亡した場合は、その遺族に対して弔慰見舞金を支給する。

- 2 理事長および業務執行理事、会長の弔意見舞金は別表6に定める金額とする。
- 3 理事長および業務執行理事、会長以外の常任理事の弔意見舞金は、職員就業規程に準ずるものとする。
- 4 外部役員および監事、評議員には支給されない。

第10条 (弔意見舞金の確保)

前条で定めた弔意見舞金を確保するために、理事長および業務執行理事、会長を保険に加入させ、その保険金を充当する。保険金で充当できなければ法人負担とする。

第11条 (特別減額および不支給)

常任理事が在任中に法人に対して重大な損害を与えた場合、理事会の決議に基づき、第4条で定めた報酬並びに第5条で定めた賞与および第7条で定めた退職慰労金、第9条で定めた弔意見舞金を減額もしくは不支給とすることができる。

第12条 (報酬等の支払方法)

報酬等の支払は、法令に定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 支払方法は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 支払日は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 役員の報酬については、毎月15日とする。
 - (2) 評議員の報酬については、評議員会開催の翌月15日とする。
 - (3) 賞与については、毎年7月15日と12月15日とする。
 - (4) 費用については、請求があつてから10日以内とする。
 - (5) 理事長および業務執行理事、会長の退職慰労金については、退職から次に迎える誕生月以降とする。
 - (6) 理事長および業務執行理事以外の常任理事の退職金は、職員給与規程に準ずるものとする。
 - (7) 前各号に定めた支払日が休日または金融機関非営業日の場合は、その前日に支給する。

第13条 （日割り計算）

新たに役員および評議員となった者には、その日から報酬月額を支給する。

- 2 役員および評議員が離職または死亡した場合は、その日まで月額報酬を支給する。

第 13 条（公表）

法人は、この規程をもって役員および評議員の報酬等の支給基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該年度の報酬総額を公表する。

第 14 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

第 15 条（補則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会および評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

付 則

本規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より実施する。

本規程は、平成 3 1 年 7 月 1 日より実施する。

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

本規程は、令和 4 年 7 月 1 日より実施する。

本規程は、令和 6 年 7 月 1 日より実施する。

別表 1（第 4 条 1 項より）

常任理事に対する報酬

会 長 月額 700 千円以下

理 事 長 月額下限 1,250 千円～上限 1,666 千円
または法人全体の事業活動収入の 0.40%以下

専務理事 月額下限 1,000 千円～上限千円 1,333 千円
または法人全体の事業活動収入の 0.35%以下

常務理事 月額下限 916 千円～上限 1,250 千円
または法人全体の事業活動収入の 0.35%以下

執行理事 月額下限 833 千円～上限 1,166 千円
または法人全体の事業活動収入の 0.30%以下

常任理事 月額下限 600 千円～上限 800 千円

※いずれも低い金額を報酬の上限とする

※法人全体の事業活動収入の割合から算出された金額を報酬とする場合、算出された金額を
12 で割った金額が月額報酬となる

※理事長および業務執行理事以外の常任理事の報酬月額には施設職員給与を含むものとする。
施設職員給与においては施設が負担する。

別表 2（第 4 条 2 項より）

外部理事および監事に対する報酬

月額 20 千円

監事監査 一回 100 千円

別表 3（第 4 条 3 項より）

評議員に対する報酬

一回 10 千円

別表 4（第 5 条 1 項より）

常任理事（理事長および業務執行理事を除く）、会長に対する賞与

夏季賞与 報酬月額×1.5

冬季賞与 報酬月額×1.5

別表 5（第 7 条 2 項より）

理事長および業務執行理事、会長に対する退職慰労金

報酬年額×1.8

別表 6（第 9 条 2 項より）

理事長および業務執行理事、会長に対する弔意見舞金

報酬年額×1.0